

第 15 号議案

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成
28年亀岡市条例第42号）の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和3年11月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成
28年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「令第8条第1項第2号ロからニまでに」
を「令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び
第7号に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、安全性が確保されると認められる土地の区域として規
則で定めるものについては、この限りでない。

第8条第1項中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土
地の区域として規則で定めるものを含まない」を「第6条第1項第
6号に掲げる」に改め、「（建築基準法第43条の規定に適合する
ものに限る。）」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に
改める。

第9条第1項中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土

地の区域として規則で定めるものを含まない」を「第6条第1項第6号に掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に申請された法第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請されたこれらの許可については、なお従前の例による。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、同法第34条第11号（市街化区域に近隣接した区域）及び第12号（既存集落まちづくり区域等）等に規定する条例で定める区域から災害の防止等を考慮して除外する区域を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に際し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。